

宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、経済環境の変化や災害等により経営が不安定となっている中小企業者等が事業を継続するために必要とする資金について、低利かつ長期の資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定に資することを目的とした宮城県中小企業経営安定資金融資制度の取扱いについて定める。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、1億円）以下の会社で、中小企業信用保険法施行令（昭和25年12月14日政令第350号）で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

ロ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者にあつては50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業者にあつては100人）以下の会社及び個人で、特定事業を行うもの

ハ 医業を主たる事業とする常時使用する従業員の数が300人以下の法人

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、別表の業種の欄に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもので次のいずれかに該当するもの

(イ) 同表の業種の欄に掲げる区分に応じ、同表の資本の額又は出資の総額の欄に掲げる資本の額又は出資の総額以下の会社

(ロ) 同表の業種の欄に掲げる区分に応じ、同表の従業員の欄に掲げる常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

(2) 協同組合等 次のいずれかに該当する組合で、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるものをいう。

イ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ロ 協業組合

ハ 商工組合及び商工組合連合会

ニ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ホ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会

ヘ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会

ト 内航海運組合及び内航海運組合連合会

(3) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者にあつては50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業者にあつては100人）以下で特定事業を行うものをいう。

(4) 中小企業者等 中小企業者、協同組合等及び特定非営利活動法人をいう。

(資金措置等)

第3 県は、この制度を円滑に実施するため、予算で定められた金額を配分計画に基づき、取扱金融機関に預託するものとする。

2 県から資金の預託を受けた取扱金融機関は、預託金に対し残高で別に知事が定める協調倍率を乗じた額以上の融資を行うものとする。

(資金の種類)

第4 この制度による資金は、次のとおりとする。

- (1) 一般資金
- (2) 経営環境変化対策資金(セーフティネット資金)
- (3) 経営環境変化対策資金(危機関連対策資金)
- (4) 流動資産担保活用資金
- (5) 経営力強化サポート資金
- (6) 協調支援型特別資金
- (7) モニタリング強化型特別資金
- (8) 連鎖倒産防止資金
- (9) 経営改善サポート借換資金
- (10) 中小企業再生サポート資金
- (11) 災害復旧対策資金
- (12) みやぎ中小企業復興特別資金
- (13) 二重債務対策資金
- (14) 緊急経済変動対策資金
- (15) 事業再生計画実施支援資金
- (16) 条件変更改善借換資金

(融資の対象)

第5 融資の対象は、県内に事務所、事業所等を有し、事業を県内で営む中小企業者等で、宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領(以下「要領」という。)に定められた融資対象者の要件を満たし、本制度の融資を受けることにより経営の安定を図れる見通しのあるものとする。

(融資の条件)

第6 融資限度額、融資利率、償還期間、償還方法、保証人・担保及びその他融資の条件は、要領で定めるものとする。ただし、環境配慮型経営に係る第三者認証(国際標準化機構(ISO)が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、みちのく環境管理規格認証機構が定めるみちのく環境管理規格。以下同じ。)を取得している中小企業者等及び県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等は、要領で定める融資利率から0.10%を減ずるものとする。この場合、当該認証を重複して取得している場合でも、割引率は最大0.10%とする。

(資金の用途)

第7 資金の用途は、事業上の設備資金又は運転資金とし、設備資金にあつては次に掲げるものとする。ただし、県外に本店を有する中小企業者等にあつては、県内で事業上必要とする設備資金又は運転資金に限るものとする。

- (1) 店舗、工場、倉庫等の新築又は増改築費用
- (2) 店舗、工場、倉庫等の用に供する土地の取得又は中古建物の購入費用
- (3) 機械器具、備品等の購入費用

(取扱金融機関)

第8 取扱金融機関は、知事と別途覚書を取り交わした金融機関とする。

(信用保証)

第9 この制度に係る融資は、宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証付とする。ただし、第4第2号から第4号を除く各資金の短期資金(償還期間が1年以内のもの)及び第4第

1 3号の信用保証は、取扱金融機関の判断によるものとする。

(申込手続)

第10 この制度による融資又はこの制度に伴う信用保証を受けようとするときには、要領に定める認定書、推薦書又は各認証の写し（第6ただし書に該当する場合）その他必要な書類を添えて、取扱金融機関又は協会の所定の手続により申し込むものとする。

(融資の手続)

第11 融資の方法は、取扱金融機関所定の方法によるものとする。

(取扱金融機関の附帯条件)

第12 取扱金融機関は、歩積・両建等の条件を付さないものとする。

(報告及び調査)

第13 取扱金融機関は、信用保証を付さない融資についての個人別報告書（様式第1号）を翌月10日までに県に提出するものとする。

2 協会は、毎月の融資状況について、翌月20日までに知事あて報告するものとする。

3 知事は、前2項の報告に基づき必要があると認めるときは、職員をして取扱金融機関及び協会並びに融資を受けた中小企業者等について、調査させることができる。

(繰上償還)

第14 知事は、この融資を受けた中小企業者等が次の各号の一に該当する場合において当該融資した資金の繰上償還の措置をする必要があると認められたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

(1) 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

(期中支援・期中管理)

第15 取扱金融機関は、下記に該当する場合、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

(1) 申込中小企業者等が、第4第2号による融資（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の特定中小企業者に限る。）を受けた場合。

ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、又は保証期間が1年以内であるとき、もしくは平成30年4月1日以降に保証申込受付したときはこの限りではない。

(2) 申込中小企業者等が、第4第3号による融資を受けた場合。

ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める期間または保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。

(3) 申込中小企業者等が、第4第2号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に限る。）による融資を受けた場合。

ただし、令和4年9月30日までに保証申込受付したものはこの限りではない。

(4) 申込中小企業者等が、第4第12号による融資を受けた場合。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

①令和3年3月31日までに保証申込受付したものであって、保証期間が10年以内かつ据置期間が2年以内であるとき

②令和3年3月31日までに保証申込受付したものであって、保証期間が10年を超えるもの

又は据置期間が2年を超えるものの場合、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき

- 2 取扱金融機関は、申込中小企業者等が協会から新型コロナウイルス感染症対応資金による保証承諾を受け、据置期間が1年を超える場合、据置期間中にモニタリングを行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、半期に一度、協会に対し、モニタリング内容を協会が指定する様式により電子媒体で報告するものとする。
- 4 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- 5 取扱金融機関が上記の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、この制度の施行に当たって必要な事項は、要領で定める。

(協議)

第17 この要綱及び要領に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、知事とその都度取扱金融機関及び協会と協議して定めるものとする。

(事業実施)

第18 各事業年度におけるこの制度の実施に関しては、別途知事と取扱金融機関とが取り交わす覚書に基づくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月5日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年3月1日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月3日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行し、平成12年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月16日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により提出された報告書等については、この要綱による改正後の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により提出された報告書等とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年12月19日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月1日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月7日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月3日から施行し、平成16年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月14日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日（宮城県信用保証協会での保証申込受付日とする。）から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月7日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月27日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。ただし、第4及び第9の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月15日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月17日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

別表

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人